資　格

競争参加者の資格に関する公示

成瀬ダム堤体打設工事（第１期）に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成30年１月10日

東北地方整備局長　津田　修一

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　04

１　工事名　成瀬ダム堤体打設工事（第１期）（電子入札対象案件）

２　工事場所　秋田県雄勝郡東成瀬村椿川地内

３　工事内容

本体基礎掘削工Ｖ＝3,009,500㎥（全体：3,009,500㎥）、段丘材料表土処理工Ｖ＝623,500㎥（全体：623,500㎥）、段丘材料採取工Ｖ＝2,147,100㎥（全体：2,147,100㎥）、ＣＳＧ打設Ｖ＝3,515,700㎥（全体：4,452,000㎥）、コンクリート打設Ｖ＝335,500㎥（全体：450,700㎥）、基礎処理工Ｌ＝72,600m（全体：98,500m）、法面工１式、濁水処理設備運転工１式、雑工事１式、仮設工１式

４　工期　契約締結日の翌日から平成34年12月９日まで

５　申請の時期　平成30年１月10日から平成30年２月５日まで（土曜日、日曜日、休日を除く。）。なお、申請期限の日の翌日以降（土曜日、日曜日、休日を除く。）も、随時申請を受け付けるが、本工事の開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

６　申請の方法

⑴　申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書（特定建設工事）」（以下「申請書」という。）は、東北地方整備局ホームページ（http://www.thr.mlit.go.jp）へアクセスして入手するものとする。

⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に次に掲げる書類を添付し、〒980―8602 宮城県仙台市青葉区本町３丁目３番１号　仙台合同庁舎Ｂ棟　東北地方整備局総務部契約課工事契約調整係　電話022―225―2171㈹に、持参、郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。）により提出すること。

①　特定建設工事共同企業体協定書（甲）（下記７⑸の条件を満たすものに限る。）の写し。

②　下記７⑵の要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（当該様式は、本工事の「入札公告（建設工事）」（平成30年１月10日付け支出負担行為担当官東北地方整備局長）に示すところにより交付する入札説明書の別記様式２、３を使用して作成すること。）。

⑶　申請書類等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

７　特定建設工事共同企業体としての資格及びその審査　「競争参加者の資格に関する公示」（平成28年10月３日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「平成28年10月３日付け公示」という。）５（建設工事）の①から⑤までに該当する者を構成員に含む特定建設工事共同企業体及び次に掲げる条件を満たさない特定建設工事共同企業体については、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。それ以外の特定建設工事共同企業体については、平成28年10月３日付け公示６（建設工事）の⑴に掲げる客観的事項（共通事項）の項目及び⑵に掲げる主観的事項（特別事項）の項目について総合点数を付与して特定建設工事共同企業体としての資格があると認定する。

⑴　特定建設工事共同企業体の構成　特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす３社以内による組み合わせとする。ただし、経常建設共同企業体を構成員とすることはできない。

①　東北地方整備局における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

②　東北地方整備局における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,200点以上であること（上記①の再認定を受けた者にあっては、当該認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。

③　会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記①の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

④　本競争参加資格に係る申請の期限の日から認定を行う日までの期間に、局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑵　構成員の技術的要件等　特定建設工事共同企業体の全ての構成員は、申請期限の日において次の要件を満たすものとする。

①　建設業法（昭和24年法律第100号）の土木工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取り扱うことができるものとする。

②　成瀬ダム堤体打設工事特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）の構成員のうち代表者は、平成14年４月１日以降に、発注者から直接請け負った者（以下「元請け」という。）として完成・引渡しが完了した、下記の㋐又は㋑又は㋒のいずれかの要件及び㋓の要件を満たす工事の施工実績を有すること（「完成・引渡しが完了した工事の施工実績」とは、本体工事の完成のほか工事契約単位の完成を含む。なお、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。また、乙型共同企業体の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）。なお、当該施工実績が、国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

㋐　単体又は共同企業体の代表者として、河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号。以下「構造令」という。）第73条第４号の規定による、特殊な構造の河川管理施設等の認定を受けた台形ＣＳＧダムの本体工事の施工実績を有すること。

㋑　単体又は共同企業体の代表者として、堤高70m以上の重力式コンクリートダムの本体工事の施工実績を有すること。

㋒　単体又は共同企業体の代表者として、堤高30m以上の重力式コンクリートダムの本体工事の施工実績を有し、かつ、共同企業体の代表者以外の構成員として、堤高70m以上の重力式コンクリートダムの本体工事の施工実績を有すること。

㋓　当該施工実績が適切なものであること。

適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止や、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものではないこと。

③　特定ＪＶの構成員のうち代表者以外の構成員は、平成14年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した、下記の㋐又は㋑のいずれかの要件及び㋒の要件を満たす工事の施工実績を有すること（「完成・引渡しが完了した工事の施工実績」とは、本体工事の完成のほか工事契約単位の完成を含む。なお、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。また、乙型共同企業体の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）。なお、当該施工実績が、国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

㋐　構造令第73条第４号の規定による、特殊な構造の河川管理施設等の認定を受けた台形ＣＳＧダムの本体工事の施工実績を有すること。

㋑　堤高30m以上の重力式コンクリートダムの本体工事の施工実績を有すること。

㋒　当該施工実績が適切なものであること。

適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止や、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものではないこと。